

山陽小野田市国土強靱化地域計画 (修正)

令和4年(2022年)8月

山陽小野田市

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第1章 基本的な考え方

1 基本目標	3
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	3

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性	4
2 対象とする自然災害	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	10
2 脆弱性評価の手順	10
3 脆弱性評価の結果	11

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針	12
（別表）重要業績評価指標（K P I）一覧	24
2 取組の重点化	26

第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制	27
2 計画の進行管理	27

【資料編】

（別紙1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	29
（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果	65
（別紙3）用語解説	80

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

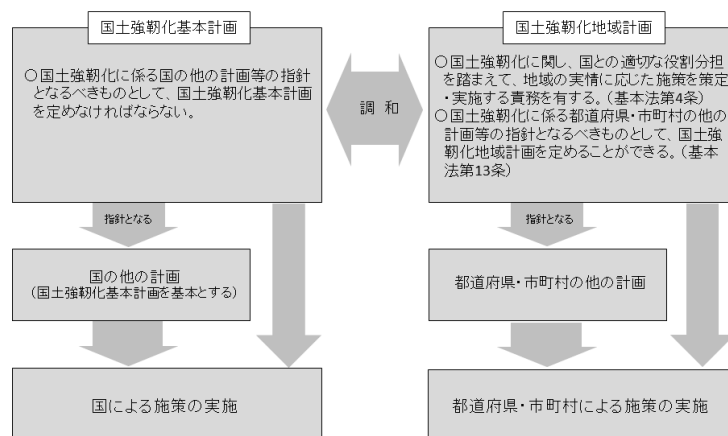
こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

これを受けて山口県においては平成 28 年(2016 年)3 月に山口県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定（令和 2 年 3 月に改定）しており、本市においても、国土強靱化に市や関係機関が一体となって取り組むため、「山陽小野田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。

【国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係】



3 計画期間

計画期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)とします。

なお、おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進

捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

山口県内においては、近年相次いで大雨等による被害が、本市においても同様に被害が発生しています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。なお、基本目標は、基本計画及び県地域計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進に当たっては、国の基本計画及び県地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の経済成長にも資する取組とします。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【効率的な施策の推進】

- ・効率的・効果的に強靱化を進めるため、取組を重点化します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性

(1) 地理的・地形的特性

本市は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海周防灘に面しています。

面積は 133.09 km²（東西約 14.6 km、南北約 20.8 km）で、北部一帯は標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走っており、中部から南部にかけては丘陵性の大地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっています。

東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接し、市の中央部には 2 級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通して瀬戸内海に注いでいます。

地質としては、石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、小野田、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっています。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地域はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっています。

また、本市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っています。

(2) 気候的特性

本市の年平均気温は約 16℃、年間平均降水量は約 1,525mm で温暖にして降雨も比較的に少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく、一般的に瀬戸内海気候といえます。

(3) 社会経済的特性

①人口

国勢調査からみる本市の人口は、平成 27 年（2015 年）では 62,671 人となっており、平成 7 年から平成 27 年の間に約 6,000 人減少するなど、減少傾向が続く一方で、高齢化率は上昇しており、平成 27 年では 31.2%となっています。

人口動態は、社会増となっている年もあるが、おおむね社会減の傾向にあり、自然減と相まって人口減少が継続しています。減少数については増減があり、平成 24 年（2012 年）以降では自然減が拡大し、人口減少が顕著になっています。

また、世帯数は増加しているものの、1 世帯当たりの人数は減少しており、核家族化や単身世帯の増加が影響しているものと考えられます。こうした状況から単身高齢者など、災害時に特に支援を要する人が増加していることが懸念されます。

②産業

本市は、古くから、石炭、セメント、化学工業を中心とした鉱工業都市として栄えてきましたが、昭和 30 年代後半のエネルギー革命はエネルギー構造を石炭主力型から石油主力型に変え、本市の石炭産業は壊滅し、産業構造は大きな転換期を迎えました。この市勢回復策と

して、昭和 40 年以降石油精製業、鉄鋼業、電力業等の多くの企業を誘致し、工業の振興に力を注いできました。

市内従業者を産業大分類別にみると、製造業と医療・福祉、卸売業・小売業の業種で従業者が多く、全国との割合を比較する特化係数をみても製造業や医療・福祉関連は 1.0 を超えており、本市の特徴的な産業となっています。

なお、これらの工場は、大量の可燃物、有毒ガス等の危険物を取り扱っていることもあって、いわゆる産業災害の発生の可能性があります。また、県内には 5 つの石油コンビナート等特別防災区域（岩国・和木、下松、周南、宇部・小野田、六連島）があり、市内にも指定地区があります。

③地域

本市の交通は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線が、また、それを挟むように国道 2 号と 190 号が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道 316 号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡しています。鉄道も、JR 山陽新幹線を軸に山陽本線、美祢線、小野田線が各方面に連絡するなど、県南西部の交通の要衝となっています。また、重要港湾である小野田港及び山陽小野田沖に本線航路を控え、狭い海域を大型船舶の航行が盛んです。

したがって、多数の者の遭難を伴う交通機関の衝突・沈没・タンカー事故等による大量の油類・その他危険物・有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包しています。このほか近年は、宅地造成による豪雨時の崖崩れ、土砂の流出によって、付近住民に被害を与える傾向も見られます。

また、北部の市境一帯は、標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっています。市内には厚狭川、有帆川が流れ、その流域の平野部及び厚狭川両岸に広がる旧山陽町地区では、平野部だけでなく圃場が狭小で傾斜もある地域でも農業が営まれています。この中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業、農村が持つ水源のかん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の住民を含む多くの市民の財産、豊かな暮らしを守っているものの、後継者問題、耕作放棄地や荒廃森林の増加、空き家の増加など生産活動の縮小や集落機能の低下による農山漁村の活力の減退が進んでおり、地域の活性化の総合的な取組が求められています。

2 対象とする自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

こうした大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、市民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要があります。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年 1 か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。大雨による被害は、台風、梅雨、集中豪雨で起きることが多く、同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となります。また、梅雨前線による豪雨は、前線が山口県や福岡県の近くに長く停滞するときに発生しやすく、前線が南北に振動し、数日間の大雨ののち集中豪雨となるときは、河川の氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生します。特に、干拓低地の宿命ともいべき満潮時の大雨には警戒を要します。

本市では時間雨量が 20mm、日雨量 80mm を超えると何らかの形で被害がではじめるのが通例です。記録に残る過去の豪雨で最も激しいものは、昭和 28 年 6 月の大雨で、山口県西部では時間雨量 77mm、日雨量 266mm、総雨量 529mm を記録しています。

また、近年においては平成 21 年、22 年と 2 年続いて 7 月の梅雨前線による大雨災害にあっています。特に平成 22 年については、本市への降水量は特筆するほどではなかったものの、美祢市東厚保で最大日降水量 207.5mm（観測史上 1 位）、秋吉台 234 mm（観測史上 2 位）を記録しました。これにより厚狭川が越水し、厚狭地区を中心に大規模半壊 8 戸、床上浸水 446 戸と甚大な被害が発生し、救助法が適用されました。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概要	死者・行方不明者	半壊	床上浸水	床下浸水
平成 21 年 7 月 21～27 日大雨	4 日間 450mm を超える大雨により浸水被害発生。	0 人	0 件	38 件	198 件
平成 22 年 7 月 12～15 日大雨	美祢市東厚保で最大日降雨量 207.5mm、秋吉台で 234mm を記録し、厚狭川洪水が発生。	0 人	8 件	446 件	351 件

平成 22 年 7 月 12～15 日大雨
(厚狭川洪水)



平成 30 年 7 月豪雨
(桜川越水)



(2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が

懸念されます。

勢力の強い台風が衰弱することなく九州西海上を、又は西九州に上陸後、北東に進んだ場合に大きな被害が発生しています。地形から見ると、本市の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く南向きの海岸であるため、台風時における高潮の被害を受けやすく。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向があります。昭和 17 年の周防灘台風、平成 3 年の台風第 19 号、平成 11 年の台風第 18 号などはこれに当たり、台風がこのようなコースをとれば猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に平成 11 年 9 月 24 日の台風第 18 号では台風の通過が満潮(大潮)と重なり天文潮位 3.51m に対し、最高潮位 5.60m を観測しました。

また、台風の通過に伴い竜巻が発生し、市内全域にわたり浸水被害、建物の全・半壊等甚大な被害をもたらしました。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概要	死者・行方不明者	負傷者	全壊	床上浸水
				半壊	床下浸水
平成 3 年台風第 19 号	高潮が発生。	0 人	7 人	3 件	12 件
				11 件	46 件
平成 11 年台風第 18 号	宇部市に上陸し山口県を縦断。高潮、竜巻が発生	0 人	93 人	49 件	83 件
				573 件	360 件

平成 11 年台風第 18 号
(高潮被害)



平成 11 年台風第 18 号
(竜巻被害)



(3) 南海トラフ地震等による地震・津波被害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に 100～150 年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に 3 地震が個別に又は 2 地震あるいは 3 地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成 31 年(2019 年)1 月 1 日を基準日として南海ト

ラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(M) 8～9 クラスとされています。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率 (30 年以内)
南海トラフ巨大地震	M9.0	プレート間	5 弱	T.P.+3.7m	70%

【山陽小野田市の被害想定】

	建物被害			人的被害等					
	全棟 壊 数	半壊棟数	出火数	死者数	負傷者数	避難 計	避難者数		避難所外 生活者※
							避難 生活者	避難所 生活者	
南海トラフ巨大地震	746棟	3,099棟	0件	77人	3人	11,962 人	7,974 人	3,988 人	

※平成 26 年 3 月 山口地震・津波被害想定調査報告書より

②周防灘断層群主部による地震

周防灘断層帯主部区間は、全体が 1 つの区間として活動する場合、M7.6 程度の地震が発生する可能性があり、その際、断層近傍の海底面では、4m 程度の右横ずれと断層の北西側が南東側に対して 1～2m 高まる段差が生じる可能性があります。

地震発生 of 長期確率には幅がありますが、その最大値をとると、周防灘断層帯主部区間は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が日本の主な活断層の中では高いグループに属することになります。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率 (30 年以内)
周防灘断層群主部	M7.6	内陸（地殻内）	6 弱	T.P.+2.4m	2 %～4 %(*)

③県内活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。

県内には、10 以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度 6 弱～7）が想定されます。

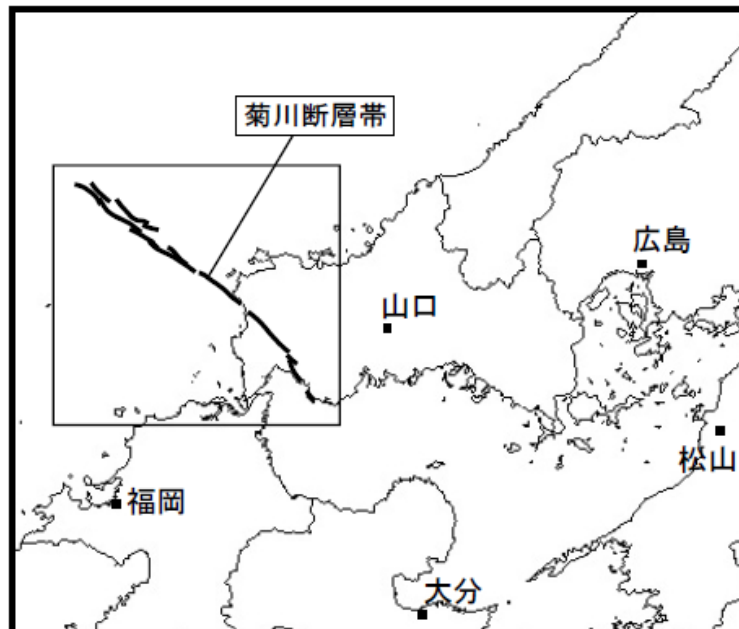
このうち、市内に大きな影響があるのは菊川断層の活動に伴う地震であり、その他、主要な断層ではないものの、文献に記載された「厚狭東方断層による地震」があります。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率 (30年以内)
菊川断層	M7.0	内陸（地殻内）	6強	—	不明
厚狭東方断層	M6.5	内陸（地殻内）	6弱	—	不明

【山陽小野田市の被害想定】

	建物被害			人的被害等				
	全棟 壊 数	半壊棟数	出火数	死者数	負傷者数	避難 計	避難者数	
							避難生活者	避難所外※
菊川断層による 地震	396棟	2,291棟	84件	13人	184人	12,147人	9,000人	3,147人

平成19年～20年度 山口県地震被害想定調査報告書より



菊川断層帯の概略位置図

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

【最悪の事態ごとの脆弱性評価】

想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

【施策分野ごとの脆弱性評価】

その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（１）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。本計画では、本計画の4つの基本目標（P3参照）、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次ページ（P11）の表に示す8つの「事前に備えるべき目標」と、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

（２）施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画及び県地域計画を踏まえ、市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- | | |
|--------------------|------------|
| ①行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ②住宅・都市／環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

【横断的分野】

- | | |
|---------------|--------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携 | ⑫老朽化対策 |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1(P29～64)のとおりです。また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P65～79)のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

干拓低地という本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえると、風水害や高潮災害を想定した上でのさらなる治水対応、また未経験の大規模自然災害等を想定した上での体制構築が決して十分とはいえ、特に次の項目について脆弱性への対応が必要です。

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であつても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であつても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であつても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、28の重要業績評価指標（KPI）を設定しました（一覧は別表 P24～25）。

（1）行政機能／警察・消防等／防災教育等

災害応急対策の円滑な実施のため、公共施設等の耐震性の強化や警察、消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

《行政機能》

●防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・各施設ごとに耐震性を備えるよう、国等が示す設計指針をもとに耐震性の強化を図っていく。

（防災拠点施設における電力の確保）

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの活用を含め、検討する。

●業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・業務継続計画（ICT-BCP）に基づき、災害発生時においても非常時優先業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働を確保するとともに、職員への周知徹底を図るなど、実効性の確保に努める。

●応援協定の締結・拡充

- ・近隣市等との災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する。

●避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。

（避難所等の確保）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成することで、確実な避難行動に繋げていく。

●中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備えるため、道路啓開対応や、他機関への救助・救出活動及び物資の輸送が迅速に対応できるような体制づくりに取り組む。

《警察・消防》

●警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- ・警察施設のうち、警察署の耐震化については完了しており、幹部交番について、適正規模での建替えによる耐震化を促進する。

（消防施設の耐震化）

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署の耐震化等を促進する。

●警察本部代替施設の機能強化

- ・災害対策の中枢的な役割を担う警察署として、被災時における体制の構築をはじめ、代替施設においての機能を果たすための環境整備を促進する。

●救助救出活動の充実強化

（ヘリコプターによる支援体制の整備）

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の整備を進める。

（装備資機材の整備・高度化）

- ・迅速かつ的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

（警察通信システムの確保）

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器等の整備を促進する。

●交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する交通事故・渋滞を防止するため、停電時自動起動式の信号機電源付加装置の整備箇所の拡大と老朽化した装置の着実な更新を推進する。

●警察・消防等の関係機関の連携強化

- ・災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等を通じて、警察、消防、自衛隊等の関係機関との相互連携強化を図る。

●消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る。

- ・消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員確保の取組を推進する。

《防災教育等》

●防災教育等

- ・学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を高め、自助・共助となる力の育成を図る。
- ・防災関係者や専門家による防災出前授業の実施を促進する。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・大規模建築物や上下水道施設等の耐震化、避難路・避難地の確保など都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

●住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、引き続き耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き耐震診断や耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

●都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を盛り込んだ都市計画マスタープラン等により、都市の防災機能の向上を図る。

(都市施設の整備)

- ・延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・より効果的なマップの周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する。

●住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進する

とともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。

(空き家対策の推進)

- ・市内空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空家等の適正管理と利活用を促進する。

(老朽市営住宅の整備)

- ・老朽化が著しい市営住宅について、入居者や周辺住民の安全性の確保のため市営住宅の除却や建替事業を推進する。

●文化財防災対策の促進

- ・無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等の記録保存を促進する。
- ・地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める。
- ・防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く市民の意識の高揚を図り、文化財の特性に応じた防災対策を促進する。
- ・専門家や民間団体等との連携を進め、災害時のあらかじめの受援体制の一層の整備を進める。

●内水対策の促進

- ・ハード・ソフト両面から浸水被害の未然防止や軽減・最小化を図るため、下水道（雨水）の整備や内水ハザードマップの策定を推進する。

●上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・下水道施設の耐震化には費用や時間を要することから、災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施や、BCPの定期的な見直しを促進する。
- ・老朽化した下水道施設について、下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築・更新を推進する。

(水道施設の耐震化)

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する。
- ・水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、危機管理マニュアルに基づく訓練を実施していく。

(ガス管の耐震化)

- ・都市ガスについて、耐震性・耐腐食性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。

(応急給水体制の整備)

- ・日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる。

●合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。

《環境》

●災害廃棄物処理対策の推進

- ・国・他自治体や民間事業者等との連携・協力により、災害廃棄物の処理体制の構築を図り、迅速・適正な処理に努める。

●有害物質対策の推進

- ・大気汚染状況・水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。

（３）保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害医療体制の充実を図るとともに、必要な人材の養成や関係機関との連携強化に取り組みます。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、要支援者対策の充実や福祉避難所の確保等を促進します。

●災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- ・災害時に必要となる医療機能を提供できるよう、災害拠点病院を中心とした医療体制の確立を促進する。
- ・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

●災害医療体制の充実

（災害拠点病院の体制強化）

- ・災害拠点病院の通信手段の複数化や研修を通じた機能強化を図るとともに、圏域における災害拠点病院の複数整備を促進する。

（災害医療に必要な電力等の確保）

- ・災害時に適切な医療提供体制を維持するため、災害拠点病院においては、引き続き非常用電源の十分な確保に努める。

（広域医療搬送体制の充実）

- ・大規模災害時の医療施設での被災等に備え、定期的な訓練等を実施し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療機関、消防等との連携強化を図る。

●災害医療に係る人材の養成

（DMAT要員等の養成確保）

- ・国が実施するDMAT研修の活用等により、その機能強化を図るとともに、他の医療チームとの連携を強化する。

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- ・様々な災害現場で、救急業務を円滑に行うため、救急救命士の資格取得や処置拡大に対する講習を受講するなど、救急体制の充実強化を図る必要がある。

●災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化を図る。

●要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を推進する。
- ・外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うためには、外国語や外国人にも配慮した「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい手法による情報伝達に努めるとともに、平時から防災知識の普及・啓発を図る。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める。

(福祉避難所の指定)

- ・避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所のさらなる確保とあわせ、適切な対応に向けた運営と連携協力のために平時から十分な連携を図る。

●感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、平時から定期の予防接種の確実な実施を推進する。

(4) 産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援や、電力の安定供給体制の確保、工業用水道施設の耐震化等を推進するとともに、石油コンビナートにおける防災対策を強化します。

●企業BCP策定の支援

- ・セミナー等を通じたBCPモデルの活用促進、専門家の活用等によるBCP策定支援を図る。

●電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- ・電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ発電所・送電線網等の電力システムの耐災性の強化や復旧の迅速化に取り組む。

(発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進)

- ・施設の劣化状況を的確に把握するとともに施設の老朽化・耐震化対策、設備のオーバーホ

ール等の施設整備を計画的に実施する。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- ・県再生可能エネルギー推進指針等に基づき、多様なエネルギー供給源の導入を検討・促進する。

●工業用水道施設の耐震化等

- ・施設の健全度・重要度に基づく更新優先順位の設定などにより、管路を始めとする施設の老朽化への対応として施設の健全性の確保に向けた計画的な整備を実施する。

●石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- ・防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- ・石油タンクについては耐震基準適合済であり、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練等により、防災体制の強化を図る。

（５）情報・通信

市民の迅速かつ的確な避難行動が可能となるよう、多様な情報伝達手段や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるなど、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

●業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに、業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を定期的に見直す必要がある。

●多様な情報伝達手段の確保

- ・市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する。

●災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る。

●的確な情報の発信

- ・災害発生時において、関係機関と連携しながら、多様な情報伝達手段を用いた的確な情報発信に努める。

- ・情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化して、関係機関で共有する仕組みづくりを図る。

●孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、防災ラジオ等の多様な伝達手段の確保を促進する。

●通信事業者等の災害対応力強化

- ・通信事業者においては、災害時に備え、市と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進める。
- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。

(6) 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入れ・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路や港湾の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

●道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、国道 190 号の市街地における電線地中化を国と連携して推進するとともに、斜面の防災対策や重要橋梁の耐震補強を推進する。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する。

●道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する。

●港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、県や関係機関と連携して、耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策を推進する。
- ・「港湾事業継続計画（港湾BCP）」の実効性を高めるため、県や関係機関と連携して、必要に応じて更新に取り組む。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管

理・更新等の老朽化対策を推進する。

●救援物資の輸送等

- ・大規模災害時の物資の受入れや被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路等の安全性の確保に努める。

(7) 農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、農地の多面的機能の維持を図ります。

●農地防災の推進

- ・決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成や必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。
- ・危険性のある個所の地すべり防止対策を進め、農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護など、地域の保全や市民生活の安定を図る。
- ・施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、農業用施設の長寿命化対策を推進する。

●農業生産基盤の整備

- ・農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。

●農業生産体制の強化

- ・農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、市は農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。

(8) 国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能なまちづくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、高潮・洪水ハザードマップ等の作成などソフト対策を推進します。

●津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、計画的に海岸保全施

設の整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- ・国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定に対応した高潮ハザードマップの整備に取り組む。

●洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- ・近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する。

(洪水ハザードマップの整備)

- ・頻発・激甚化する水害に備え、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や浸水想定区域の公表、洪水ハザードマップの見直しに取り組む。

(河川管理施設の耐震化)

- ・堤防の倒壊や沈下により大規模な浸水被害が発生するおそれがある河川について、県と連携して耐震対策を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策)

- ・排水機場等の長寿命化計画に基づき、修繕・更新等の老朽化対策を効率的・効果的に推進する。

●山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・被災した林地の復旧整備や再発防止と、林地崩壊によって人命・財産に被害が及ぶことのないように、周知と併せて林地の予防対策整備を進める。

(荒廃森林の整備)

- ・木材の供給を始め、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担う森林について、引き続き荒廃森林の整備等を計画的に推進する。

●土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- ・土砂災害により大規模な被害が発生しないよう、緊急性の高いところについては対策施設の新設や老朽化対策を推進する。

(住民参加型土砂災害ハザードマップの整備)

- ・土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民自らが現地を確認し作成する自治会等地区単位の「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を推進する。

●迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の

復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく。

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行う。

（９）リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

●地域防災力の充実強化

（防災意識の醸成）

- ・各種ハザードマップや研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- ・地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化や地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- ・コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった実践的な防災訓練の実施を促進する。

（防災の担い手づくり）

- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。

（中山間地域づくりの推進）

- ・集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、集落間のネットワーク化の促進や活動等を支援する。

（10）人材育成

災害対応力の向上を図るため、防災機関等における人材育成や体制整備に取り組みます。

●人材の育成・確保

- ・災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。

●災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む。

(11) 官民連携

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

● 応援協定の締結・拡充

- ・迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

● 被災地支援活動に対する支援体制整備

- ・市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。

(12) 老朽化対策

公共施設や道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

● 公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- ・「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を作成し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- ・公共土木施設等の老朽化対策について、予防保全の観点から、定期的な点検による評価・診断の下で、適切な維持管理・更新を確実に実施する。
- ・都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。

重要業績評価指標（K P I）一覧

1 行政機能／警察・消防等／防災教育等（目標値において記載のない場合は令和7年度）

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
1	防災拠点の再生可能エネルギー普及率	8.3%（H30年度）	10.4%	15%（R6年度）
2	広域応援体制	3 協定	3 協定	維持する
3	避難所運営の手引き（学校単位）作成	4 箇所（H30年度）	6 箇所	11 箇所（R6年度）
4	避難場所の確保数	緊急避難場所 63 箇所、 避難所 33 箇所（広域避難場所 3 箇所）	65 箇所 35 箇所 3 箇所	105 箇所
5	消防団員の条例定数に対する充足率	89%（H30年度）	85.0%	100%

2 住宅・都市／環境

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
6	住宅用火災警報器の設置率	50.0%（R2年度）	68.7%	82.6%（R5年度）
7	管理不適切空家等率	8%（H30年度）	——	7.49%以下（R4年度）
8	活用容易空家等率	30%（H30年度）	——	30.62%以上（R4年度）
9	上水道の基幹管路総延長のうち耐震適合性のある管の延長の割合	47%（H30年度）	48.4%	58%（R11年度）
10	埋設ガス管の耐震化	88%（R1年度）	90.0%	95%（R12年度）
11	環境基準の達成度（大気～硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等）	100%（H30年度）	——	100%（R6年度）
12	環境基準の達成度（水質～人の健康の保護に関する項目）	98%（H30年度）	——	99.19%（R6年度）

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
13	社会福祉施設の耐震化率	93%（H30年度）	93.8%	95%
14	DMA Tチーム	2 病院 5 チーム	2 病院 4 チーム	維持する
15	予防接種法に基づく予防接種率（A類）	88.5%（R1年度）	91.1%	95%
	予防接種法に基づく予防接種率（B類）	44.0%（R1年度）	52.1%	60%

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
16	公共施設の再生可能エネルギー発電出力	107.5kw (R2 年度)	127.5 k w	127.5kw (R7 年度)
17	工業用水道管路のうち非耐震管更新整備延長	48.8% (H30 年度)	50.4%	60% (R11 年度)

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
18	市防災メール登録数	3,550 件 (R2 年度)	3,993 件	4,500 件
19	防災ラジオ普及数	1,667 台 (R2 年度)	1,803 台	1,800 台
20	Jアラート同報装置	4 か所	36 箇所	35 箇所 (既設設備の活用含む)

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
21	橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数	2 橋 (R2 年度)	4 橋	29 橋 (R5 年度)
22	橋梁長寿命化計画に基づく点検	21 橋 (R1 年度)	131 橋	231 橋 (R5 年度)

7 農林水産

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
23	危険ため池指定 (改修・廃止)	3 箇所	2 箇所整備中	3 箇所 (R8 年度完了)
24	ため池ハザードマップ	32 箇所作成 (R1 年度)	全 94 箇所完了 (R3 年度)	全 94 箇所完了 (R3 年度)

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
25	水位計設置箇所	2 箇所 (厚狭川、有帆川)	5 箇所	5 箇所

9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
26	自主防災組織率	92.5% (R2 年度)	93.6%	95%
27	防災士数	140 人 (R2 年度)	152 人	160 人

10 官民連携

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
28	災害時応援協定の締結数	48 協定 (R2 年度)	52 協定	55 協定

2 取組の重点化

本市の国土強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間（令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)）において取組の重点化を図る必要があります。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本市が直面するリスクや地域特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の7つの取組を、市・関係機関等が一体となって重点的に推進します。特に緊急に実施すべき防災・減災対策や社会基盤の整備については、集中的に実施することし、重点化した取組を進めることにより、「第二次総合計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」を推進します。

◇大規模自然災害に備えた施設整備

災害から市民生活や経済活動を守る基盤となる、河川や土砂災害防止施設、海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震など、大規模な地震への備えを着実に進めるため、公共施設や道路、堤防など生活・社会基盤の耐震性強化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化対策を推進する。

◇ライフライン・サプライチェーンの確保

大規模自然災害が発生しても、市民生活への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動が継続できるよう、ライフラインやサプライチェーンの確保を図る。

◇石油コンビナート防災対策

大規模自然災害による災害の発生、拡大を防止するため、石油コンビナートの防災対策を推進する。

◇中山間地域における防災対策

山地災害対策等のハード整備に加え、情報伝達体制の整備、救助救出活動の充実強化等、防災対策を推進する。

◇地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」の精神に基づく取組が重要であり、地域ぐるみの防災活動の促進等、地域防災力の充実強化を推進する。

◇防災・危機管理体制の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化や装備資機材の充実等、防災・危機管理体制の充実強化を図る。

第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

国土強靱化は、市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「山陽小野田市防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（K P I）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する「山陽小野田市国土強靱化地域計画推進会議」において把握し、検証を行った上で、「山陽小野田市防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、P D C Aサイクルにより計画の進行管理を進めます。

令和3年4月	新規策定
令和4年8月	一部修正

【資料編】

○別紙 1	「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	・ ・ ・ 29
○別紙 2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 65
○別紙 3	用語解説	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 80

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

○学校施設等の耐震化

- ・学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、設置者によって耐震化を完了する必要があるが、本市においては完了済。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・住宅の耐震化率は、67.8%(H25 年度)と、全国水準 82%(H25 年度)や山口県 74.3%(H25 年度)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- ・市内の災害拠点病院については山口労災病院が該当し、救命救急センターは市内にはない。山口労災病院は全ての建物について耐震性のある病院であり、今後も大規模災害時の医療体制の確保を図っていく。
- ・社会福祉施設の耐震化率は、全国平均 90.3%(H29 年度)、県平均 86.4%(H29 年度)を上回る 92.7%(H30 年度)と高水準となっているが、改修予定のない施設も存在するため、災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

○道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

（大規模盛土造成地マップの整備）

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について県と連携して行う必要がある。

○住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- ・住宅用火災警報器の設置率は、全国平均 81.6%(H30 年度)、県平均 78.6%(H30 年度)に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、何らかの対策を講じる必要がある。

（空き家対策の推進）

- ・本市の空家等率は 13.6%と全国平均の 13.5%とほぼ同率となっている(H25 年度住宅・土地統計調査)。
- H29 年度実態調査では市内に 1,269 戸、そのうち 100 戸の管理不適切空家等が確認されており、今後も人口減少等により空家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空家等の適正管理と利活用の推進に取り組む必要がある。

○文化財防災対策の促進

- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要がある。

【参考評価指標】

学校の耐震化率：小・中学校～100%（県立・私立高校～100%）
幼稚園の耐震化率：市立幼稚園～必要な Is 値を満たす、私立幼稚園～100%
保育所の耐震化率：認可保育所（私立 12、公立 5）～耐震診断義務付け建築物の対象外
住宅の耐震化率：67.8%（H25 年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率：87%（H25 年度）
市内災害拠点病院（山口労災病院）の耐震性：100%
社会福祉施設の耐震化率：93%（H30 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）

橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
住宅用火災警報器の設置率：（山口県 H30 年度）78.6%
管理不適切空家等率：8%（H30 年度）
活用容易空家等率：30%（H30 年度）
老朽危険空家等除却促進事業補助件数：3 件（R1 年度）
市防災メール登録数：3,550 件（R2 年度）
防災ラジオ普及数：1,667 台（R2 年度）
J アラート同放装置：4 箇所

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年(2015 年)7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

○要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・避難行動要支援者名簿については、本市においても作成しているが、その更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などに取り組む必要がある。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

【参考評価指標】

高潮ハザードマップ：H20 年度作成（埴生地区、小野田地区、西沖地区、厚狭川地区）
津波ハザードマップ：H27 年度作成（小野田地区、厚狭川有帆川地区、埴生地区）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率：87%（H25 年度）
避難行動要支援者名簿：H27 年度作成（毎年更新）
災害ボランティアセンター設置マニュアル：H29 年度作成（R2 年度一部改訂）
市防災メール登録数：3,550 件（R2 年度）

1-3) 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年(2015 年)7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニユア

ルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

○内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・本市の下水道全体計画区域における雨水渠整備進捗率は、約 5%（全体計画 2,678ha 中 132ha）であり、近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

（内水ハザードマップの整備）

- ・本市は市街地のほとんどが堤内地で水はけが悪いため、大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップを策定する必要がある。

○洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- ・豪雨等による浸水被害を防止するため、山陽小野田市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

（洪水ハザードマップの整備）

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や洪水ハザードマップの作成を実施する必要がある。
- ・河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

【参考評価指標】

高潮ハザードマップ：H20 年度作成（埴生地区、小野田地区、西沖地区、厚狭川地区）
津波ハザードマップ：H27 年度作成（小野田地区、厚狭川有帆川地区、埴生地区）
雨水渠整備進捗率：5%（R1 年度）
水位計設置箇所：2 箇所（厚狭川、有帆川）
洪水ハザードマップ：H18 年度有帆川、H21 年度厚狭川を作成（H25 年度軽微な見直し）

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

○農地防災の推進

- ・ため池については、築造後、相当な年数が経過しており、近年激甚化する豪雨時などに決壊し、

下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。

- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。

○山地災害対策の推進

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後にも必要に応じて整備を進める必要がある。

○土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の整備）

- ・急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む必要がある。

（土砂災害防止施設の老朽化対策）

- ・急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるように対策に取り組む必要がある。県が所有する施設については、連携して老朽化対策に取り組む必要がある。

（住民参加型土砂災害ハザードマップの整備）

- ・土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

【参考評価指標】

危険ため池指定：3箇所（H30年度整備着手）
防災重点ため池指定は：94箇所
ため池ハザードマップ：32箇所作成（R1年度）
土砂災害ハザードマップ：H24年度作成（6箇所）（H29年度に改訂）

1-5) 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

（的確な情報の発信）

- ・情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の素早い情報収集・整理と、効率的な利活用をより一層充実させることが課題である。そのためには災害対応に必要な情報を一元化して関係機関に共有する仕組みづくりを図る必要がある。

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。

○要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・避難行動要支援者名簿については、本市においても作成しているが、その更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などに取り組む必要がある。
- ・災害時には普段の生活では耳にしない専門的な用語が多く用いられるため、外国人が情報を把握できるまでに時間がかかると言われていることから、外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うためには、外国語や外国人にも配慮した「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい手法による情報伝達が必要である。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

○避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。

【参考評価指標】

避難行動要支援者名簿：H27 年度作成（毎年更新）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所
自主防災組織率：92.5%（R2 年度）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○応援協定の締結・拡充

- ・災害時に生活必需品等の物資の提供を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

（水道施設の耐震化）

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

（応急給水体制の整備）

- ・大規模な応急給水活動時には多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

（ガスの耐震化）

- ・都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

○避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

（避難所等の確保）

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- ・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道190号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

【参考評価指標】

災害時応援協定の締結数：48 協定（R2 年度）
上水道の基幹管路総延長のうち耐震適合性のある管の延長の割合：47%（H30 年度）
埋設ガス管の耐震化：88%（R1 年度）
避難所運営の手引き（学校単位）作成：4 箇所（H30 年度）
避難所運営マニュアルの作成：H29 年度作成
避難場所の確保数：緊急避難場所 63 箇所、避難所 33 箇所（広域避難所 3 箇所）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。
- ・災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

○中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備える必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道190号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道190号4車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

【参考評価指標】

市内ヘリポート数：10箇所（R2年度）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2橋（R2年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21橋（R1年度）

2-3) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

○警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも

範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

（消防施設の耐震化）

- ・救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化等を行う必要がある。

○救助救出活動の充実強化

（ヘリコプターによる支援体制の整備）

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、通信機器整備による情報共有や緊急時の離着陸場の整備が必要である。

（装備資機材の整備・高度化）

- ・災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

（警察通信システムの確保）

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- ・災害発生時の通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る必要がある。

○警察・消防等の関係機関の連携強化

- ・災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・消防大学校・山口県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させるなど、各種資格についても計画的に取得させる必要がある。
- ・人口減少及び高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所認定等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）
消防団員の条例定数に対する充足率：89%（H30 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○応援協定の締結・拡充

- ・広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

○災害医療体制の充実

(災害医療に必要な電力等の確保)

- ・災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

○道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道190号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

【参考評価指標】

広域応援体制：3 協定
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- ・市内の災害拠点病院については山口労災病院が該当し、救命救急センターは市内にはない。山口労災病院は全ての建物について耐震性のある病院であり、今後も大規模災害時の医療体制の確保を図っていく。
- ・社会福祉施設の耐震化率は、全国平均90.3%(H29年度)、県平均86.4%(H29年度)を上回る92.7%(H30年度)と高水準となっているが、改修予定のない施設も存在するため、災害時の利用者等の

安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

○災害医療体制の充実

（災害拠点病院の体制強化）

- ・災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築するとともに、災害拠点病院を増やして災害に対応できる体制を整える必要がある。

（災害医療に必要な電力等の確保）

- ・災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

（広域医療搬送体制の充実）

- ・大規模災害や集団救急発生時には単独の機関のみで対応するのは限界があるため、県が実施する定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

○災害医療に係る人材の養成

（DMAT要員等の養成確保）

- ・多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。

（処置拡大救急救命士の確保・養成）

- ・様々な災害現場で、救急業務を円滑に行うため、救急救命士の資格取得や処置拡大に対する講習を受講するなど、救急体制の充実強化を図る必要がある。

○災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

○要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道190号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- ・住宅の耐震化率は、67.8%(H25 年度)と、全国水準 82%(H25 年度)や山口県 74.3%(H25 年度)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

（大規模盛土造成地マップの整備）

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について県と連携して行う必要がある。

○住宅の防災対策の推進

（空き家対策の推進）

- ・本市の空家等率は 13.6%と全国平均の 13.5%とほぼ同率となっている（H25 年度）住宅・土地統計調査）。

H29 年度実態調査では市内に 1,269 戸、そのうち 100 戸の管理不適切空家が確認されており、今後も人口減少等により空家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空家等の適正管理と利活用の推進に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

市内災害拠点病院の耐震性：（山口労災病院）100%
社会福祉施設の耐震化率：93%（H30年度）
DMA Tチーム：2病院5チーム
災害医療コーディネーター数：宇部小野田医療圏6人（R2年度）
災害ボランティアセンター設置マニュアル：H29年度作成（R2年度一部改訂）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2橋（R2年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21橋（R1年度）
管理不適切空家等率：8%（H30年度）
活用容易空家等率：30%（H30年度）
老朽危険空家等除却促進事業補助件数：3件（R1年度）

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症対策の推進

- ・被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

（下水道機能の確保）

- ・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であるが、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であることから、策定済の下水道BCP計画をより実効性のあるものとするなど、平時から災害に備える必要がある。
- ・下水道施設はいずれも経年劣化による機能劣化が顕著になってきており、今後、老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、リスク評価に伴う計画的な改築・更新が必要である。

○合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独処理浄化槽やくみ取りからの転換を促進する必要がある。

【参考評価指標】

予防接種法に基づく予防接種MR（麻しん・風疹混合）接種率：92.3%（H26年度）
下水道ストックマネジメント計画策定：R1年度策定
下水道BCP策定：H28年度策定
循環型社会形成推進地域計画：R3年度改定

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

(避難所等の確保)

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- ・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。

【参考評価指標】

避難所運営マニュアルの作成：H29 年度作成
避難場所の確保数：緊急避難場所 63 箇所、避難所 33 箇所（広域避難所 3 箇所）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- ・災害発生時の救助救出活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- ・災害発生時の通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る必要がある。

○警察本部代替施設の機能強化

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察署としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能を始め、110 番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号減灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所

3-2) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号減灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【参考評価指標】

信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- ・策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底など、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

○防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

（防災拠点施設における電力の確保）

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入（蓄電池等の設備強化）を促進する必要がある。

○警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

（消防施設の耐震化）

- ・救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消

防局や消防署の耐震化等を行う必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- ・住宅の耐震化率は、67.8%(H25 年度)と、全国水準 82%(H25 年度)や山口県 74.3%(H25 年度)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ICT-BCP）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに、業務継続計画（ICT-BCP）を定期的に見直す必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与える恐れがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については

道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

○洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- ・豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

【参考評価指標】

業務継続計画（ＢＣＰ）の策定：H27年度策定
公共施設等の耐震化率：87%（R1年度）
防災拠点の再生可能エネルギー普及率：8.3%（H30年度）
公共施設等の耐震化率：87%（R1年度）
住宅の耐震化率：67.8%（H25年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率：87%（H25年度）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2橋（R2年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21橋（R1年度）

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を定期的に見直す必要がある。

○救助救出活動の充実強化

（警察通信システムの確保）

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- ・災害発生時の通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る必要がある。

○警察本部代替施設の機能強化

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、通信事業者において中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）
特設公衆電話の設置：12 箇所（H28 年度）

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

市防災メール登録数：3,550 件（R2 年度）
防災ラジオ普及数：1,667 台（R2 年度）
J アラート同放装置：4 箇所

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

○企業BCP策定の支援

- ・策定していない中小企業について策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐

震補強を推進していく必要がある。

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

○洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- ・豪雨等による浸水被害を防止するため、山陽小野田市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
宇部港・小野田港 B C P：H28 年度策定

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊の恐れがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与える恐れがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでにも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）

5-3) 石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- ・大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、石油コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- ・石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化及び石油コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- ・事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

【参考評価指標】

石油コンビナート等総合防災訓練：5年ごとに実施
石油タンクの耐震基準への適合率：新基準に適合済

5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道190号4車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

(道路の防災対策)

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

○洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- ・豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所

5-5) 食料等の安定供給の停滞

○農業生産基盤の整備

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は作業効率や生産性が低い状況にあり、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行うなど、農業生産力を強化する必要がある。
- ・条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などのため、集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図る必要がある。

- ・農業生産法人や土地改良区、その他との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

○農地防災の推進

- ・ため池については、築造後、相当な年数が経過しており、近年激甚化する豪雨時などに決壊し、下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。
- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

○農業生産体制の強化

- ・市、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- ・需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を

発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

【参考評価指標】

中山間地域等直接支払事業：5 地区と協定締結
多面的機能支払取組面積：（年間）607ha
危険ため池指定：3 箇所（H30 年度整備着手）
防災重点ため池指定は：94 箇所
ため池ハザードマップ：32 箇所作成（R1 年度）
排水機場の改修 6 箇所：長寿命化計画策定（H28 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- ・電気設備の自然災害に対する耐性評価、基準の整備等が、国において今後進められる。これらを踏まえ電気事業者は、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

（発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進）

- ・発電所の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- ・エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- ・大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、石油コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- ・石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化及び石油コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- ・事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

【参考評価指標】

公共施設の再生可能エネルギー発電出力：100.4kw（H30年度）
石油コンビナート等総合防災訓練：5年ごとに実施
石油タンクの耐震基準への適合率：新基準に適合済

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であるが、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であることから、下水道BCP計画を策定し、より実効性のあるものとするなど、平時から災害に備える必要がある。
- ・下水道施設はいずれも経年劣化による機能劣化が顕著になってきており、今後、老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、リスク評価に伴う計画的な改築・更新が必要である。

(水道施設の耐震化)

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。
- ・災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

(応急給水体制の整備)

- ・大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

○工業用水道施設の耐震化等

- ・管路を始めとする施設の健全性を確保するため、老朽化対策・耐震化を進める必要がある。

【参考評価指標】

下水道BCP策定：H28年度策定
下水道ストックマネジメント計画策定：R1年度策定
上水道の基幹管路総延長のうち耐震適合性のある管の延長の割合：47%（H30年度）
工業用水道管路のうち非耐震管更新整備延長：48.8%（H30年度）

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道190号4車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道190号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

（都市施設の整備）

- ・「災害に強いまちづくり」を進めるため、各種計画の策定等を通して、施設整備を含む都市の防災機能をさらに高めていく必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- ・住宅の耐震化率は、67.8%(H25 年度)と、全国水準 82%(H25 年度)、山口県 74.3%(H25 年度)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○住宅の防災対策の推進

（住宅の防火対策の推進）

- ・住宅用火災警報器の設置率は、全国平均 81.6%、県平均 78.6%(H30 年度)に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、何らかの対策を講じる必要がある。

（空き家対策の推進）

- ・本市の空家等率は 13.6%と全国平均の 13.5%とほぼ同率となっている(H25 年度住宅・土地統計調査)。

H29 年度実態調査では市内に 1,269 戸、そのうち 100 戸の管理不適切空家等が確認されており、今後も人口減少等により空家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空家等の適正管理と利活用の推進に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

住宅の耐震化率：67.8%（H25 年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率：87%（H25 年度）
住宅用火災警報器の設置率：（山口県 H30 年度）78.6%
管理不適切空家等率：8%（H30 年度）
活用容易空家等率：30%（H30 年度）
老朽危険空家等除却促進事業補助件数：3 件（R1 年度）

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生

○有害物質対策の推進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- ・大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、石油コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- ・石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化及び 石油コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- ・事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年(2015 年)7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニユア

ルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

【参考評価指標】

環境基準の達成度（大気～硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等）：100%（H30 年度）
環境基準の達成度（水質～人の健康の保護に関する項目）：98%（H30 年度）
石油コンビナート等総合防災訓練：5 年ごとに実施
石油タンクの耐震基準への適合率：新基準に適合済
高潮ハザードマップ：H20 年度作成（埴生地区、小野田地区、西沖地区、厚狭川地区）
津波ハザードマップ：H27 年度作成（小野田地区、厚狭川有帆川地区、埴生地区）

7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○農地防災の推進

- ・ため池については、築造後、相当な年数が経過しており、近年激甚化する豪雨時などに決壊し、下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸堤防の整備・点検）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

○洪水対策の推進

（河川管理施設の耐震化）

- ・大規模地震により堤防が倒壊・沈下すれば、高潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがある。県管理の2級河川の整備については、県や関係機関と連携して取り組むが、市が管理する準用河川等の堤防については早急な整備が困難であるため、災害時には排水機場に接続する河川について、優先的に河川閉塞等の障害を除去する必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- ・排水機場等の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。また、県が所有する施設については、連携して老朽化対策を推進していく必要がある。

○土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の老朽化対策）

- ・急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるように対策に取り組む必要がある。県が所有する施設については、連携して老朽化対策に取り組む必要がある。

○山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

【参考評価指標】

危険ため池指定：3箇所（H30年度整備着手）
防災重点ため池指定は：94箇所
ため池ハザードマップ：32箇所作成（R1年度）
ポンプ場等の長寿命化計画：R1年度策定

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○山地災害対策の推進

（治山事業の推進）

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

（荒廃森林の整備）

- ・荒廃した人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等の荒廃森林の整備を着実に進めることにより、森林の有する公益的機能の回復を推進し、山地災害や鳥獣被害を防止していく必要がある。

○農業生産基盤の整備

- ・農業生産法人や土地改良区、その他との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

【参考評価指標】

保安林指定面積：309ha(H30年度)
荒廃森林の整備面積：3.1ha（H30年度）
繁茂竹林整備：5.5ha(H30年度)
多面的機能支払取組面積：（年間）607ha

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○的確な情報の発信

- ・災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には山陽小野田市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- ・災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、近隣市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

【参考評価指標】

災害廃棄物処理計画：R2 年度策定

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○応援協定の締結・拡充

- ・広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

【参考評価指標】

広域応援体制：3 協定

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・人口減少及び高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所認定等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

○地域防災力の充実強化

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- ・地域における防災活動を促進するため、各地域で図上訓練、実働訓練等の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

○警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも

範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

（消防施設の耐震化）

- ・救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化等を行う必要がある。

○救助救出活動の充実強化

（装備資機材の整備・高度化）

- ・災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

○警察・消防等の関係機関の連携強化

- ・災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

【参考評価指標】

消防団員の条例定数に対する充足率：89%（H30 年度）
自主防災組織率：92.5%（R2 年度）
コミュニティスクール設置率：100%（H30 年度）
公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は 2 橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。

（道路の防災対策）

- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できないおそれがあることから、施設管理者である県や関係機関と連携を図り、老朽化対策を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

○交通安全施設の整備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

○迅速な復旧・復興に向けた取組

（地籍調査の促進）

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所
地籍調査進捗率：100%（H27 年度）

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・本市の下水道全体計画区域における雨水渠整備進捗率は、約 5%（全体計画 2,678ha 中 132ha）であり、近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

（内水ハザードマップの整備）

- ・本市は市街地のほとんどが堤内地で水はけが悪いため、大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、

道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップを策定する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成 27 年(2015 年)7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

【参考評価指標】

雨水渠整備進捗率：5%（R1 年度）
高潮ハザードマップ：H20 年度作成（埴生地区、小野田地区、西沖地区、厚狭川地区）
津波ハザードマップ：H27 年度作成（小野田地区、厚狭川有帆川地区、埴生地区）

8-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財防災対策の促進

- ・過疎化・少子高齢化、地域コミュニティの衰退により、無形民俗文化財の存続が困難になる中、災害を受けた際に消滅する可能性があることから、映像等の記録保存に取り組む必要がある。
- ・指定・未指定に関わらず、地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める必要がある。
- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。
- ・歴史的建造物の専門家や民間団体（県建築士会）等との連携を図り、災害時に備えて受援体制の整備を進める必要である。

8-7) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○迅速な復旧・復興に向けた取組

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できているだけでなく、また設置に当たってのライフライン等との接続も調査が必要であり、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

《行政機能》

○防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- ・公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

(防災拠点施設における電力の確保)

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入（蓄電池等の設備強化）を促進する必要がある。

○業務継続計画（ICT－BCP）の実効性に向けた取組

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ICT－BCP）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに業務継続計画（ICT－BCP）を定期的に見直す必要がある。

○応援協定の締結・拡充

- ・広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- ・防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。

(避難所等の確保)

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- ・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。

○中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備える必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）
防災拠点の再生可能エネルギー普及率：8.3%（H30 年度）
広域応援体制：3 協定
避難所運営の手引き（学校単位）作成：4 箇所（H30 年度）
避難所運営マニュアルの作成：H29 年度作成
避難場所の確保数：緊急避難場所 63 箇所、避難所 33 箇所（広域避難所 3 箇所）
市内ヘリポート数：10 箇所（R2 年度）
業務継続計画（ICP－BCP）の策定（R4 年度）

《警察・消防》

○警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

（消防施設の耐震化）

- ・救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化等を行う必要がある。

○警察本部代替施設の機能強化

- ・災害対策の中核的な役割を担う警察署としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能を始め、110 番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

（ヘリコプターによる支援体制の整備）

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、通信機器整備による情報共有や緊急時の離着陸場の整備が必要である。

（装備資機材の整備・高度化）

- ・災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

（警察通信システムの確保）

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- ・災害発生時の通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る必要がある。

○交通安全施設の設備

- ・災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備がされてきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

○警察・消防等の関係機関の連携強化

- ・災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・消防大学校・山口県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させるなど、各種資格についても計画的に取得させる必要がある。
- ・人口減少及び高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所認定等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等の耐震化率：87%（R1 年度）
信号機電源付加装置の整備箇所：市内 8 箇所
消防団員の条例定数に対する充足率：89%（H30 年度）

《防災教育》

○防災教育等

- ・防災教育の一層の充実を図り、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力の育成（自助）や自分の安全を確保した上で周囲の人や社会の安全に貢献できる力の育成（共助）をする必要がある。

2）住宅・都市／環境

《住宅・都市》

○学校施設等の耐震化

- ・学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、設置者によって耐震化を完了する必要がある、本市においては完了済。

○住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- ・住宅の耐震化率は、67.8%(H25 年度)と、全国水準 82%(H25 年度)や山口県 74.3%(H25 年度)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

（防災・減災のまちづくりの推進）

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(都市施設の整備)

- ・「災害に強いまちづくり」を進めるため、各種計画の策定等を通して、施設整備を含む都市の防災機能をさらに高めていく必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について県と連携して行う必要がある。

○住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・住宅用火災警報器の設置率は、全国平均 81.6%(H30 年度)、県平均 78.6%(H30 年度)に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、何らかの対策を講じる必要がある。

(空き家対策の推進)

- ・本市の空家等率は 13.6%と全国平均の 13.5%とほぼ同率となっている(H25 年度住宅・土地統計調査)。

H29 年度実態調査では市内に 1,269 戸、そのうち 100 戸の管理不適切空家等が確認されており、今後も人口減少等により空家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空家等の適正管理と利活用の推進に取り組む必要がある。

○文化財防災対策の促進

- ・過疎化・少子高齢化、地域コミュニティの衰退により、無形民俗文化財の存続が困難になる中、災害を受けた際に消滅する可能性があることから、映像等の記録保存に取り組む必要がある。
- ・指定・未指定に関わらず、地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める必要がある。
- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。
- ・歴史的建造物の専門家や民間団体（県建築士会）等との連携を図り、災害時に備えて受援体制の整備を進める必要である。

○内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- ・本市の下水道全体計画区域における雨水渠整備進捗率は、約 5%（全体計画 2,678ha 中 132ha）であり、近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

(内水ハザードマップの整備)

- ・本市は市街地のほとんどが堤内地で水はけが悪いため、大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップを策定する必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であるが、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発

災後から対応を始めるのは困難であることから、下水道BCP計画を策定し、より実効性のあるものとするなど、平時から災害に備える必要がある。

- ・下水道施設はいずれも経年劣化による機能劣化が顕著になってきており、今後、老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、リスク評価に伴う計画的な改築・更新が必要である。

（水道施設の耐震化）

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。
- ・災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

（ガス管の耐震化）

- ・都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

（応急給水体制の整備）

- ・大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

○合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧が可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独処理浄化槽やくみ取りからの転換を促進する必要がある。

【参考評価指標】

学校の耐震化率：小・中学校～100%（県立・私立高校～100%）
幼稚園の耐震化率：市立幼稚園～必要なIs値を満たす、私立幼稚園～100%
保育所の耐震化率：認可保育所（私立12、公立5）～耐震診断義務付け建築物の対象外
住宅の耐震化率：67.8%（H25年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率：87%（H25年度）
住宅用火災警報器の設置率：（山口県H30年度）78.6%
管理不適切空家等率：8%（H30年度）
活用容易空家等率：30%（H30年度）
老朽危険空家等除却促進事業補助件数：3件（R1年度）
雨水渠整備進捗率：5%（R1年度）
下水道BCP策定：H28年度策定
下水道ストックマネジメント計画策定：R1年度策定
上水道の基幹管路総延長のうち耐震適合性のある管の延長の割合：47%（H30年度）
埋設ガス管の耐震化：88%（R1年度）
循環型社会形成推進地域計画：R3年度改定

《環境》

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には山陽小野田市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

- ・災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、近隣市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

○有害物質対策の推進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

【参考評価指標】

災害廃棄物処理計画：R2 年度策定
環境基準の達成度（大気～硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等）：100%（H30 年度）
環境基準の達成度（水質～人の健康の保護に関する項目）：98%（H30 年度）

3）保健医療・福祉

○災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- ・市内の災害拠点病院については山口労災病院が該当し、救命救急センターは市内にはない。山口労災病院は全ての建物について耐震性のある病院であり、今後も大規模災害時の医療体制の確保を図っていく。
- ・社会福祉施設の耐震化率は、全国平均 90.3%(H29 年度)、県平均 86.4%(H29 年度)を上回る 92.7%（H30 年度）と高水準となっているが、改修予定のない施設も存在するため、災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

○災害医療体制の充実

（災害拠点病院の体制強化）

- ・災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築するとともに、災害拠点病院を増やして災害に対応できる体制を整える必要がある。

（災害医療に必要な電力等の確保）

- ・災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

（広域医療搬送体制の充実）

- ・大規模災害や集団救急発生時には単独の期間のみで対応するのは限界があるため、県が実施する定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

○災害医療に係る人材の養成

（DMAT 要員等の養成確保）

- ・大規模災害や集団救急発生時には単独の期間のみで対応するのは限界があるため、県が実施する定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

（処置拡大救急救命士の確保・養成）

- ・様々な災害現場で、救急業務を円滑に行うため、救急救命士の資格取得や処置拡大に対する講習を受講するなど、救急体制の充実強化を図る必要がある。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

○要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- ・避難行動要支援者名簿については、本市においても作成しているが、その更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などに取り組む必要がある。
- ・災害時には普段の生活では耳にしない専門的な用語が多く用いられるため、外国人が情報を把握できるまでに時間がかかると言われていることから、外国人に向けた迅速かつ確かな災害情報の伝達を行うためには、外国語や外国人にも配慮した「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい手法による情報伝達が必要である。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

（福祉避難所の指定）

- ・避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保とあわせて、有事の際の適切な対応に向けた運営や連携協力のために、平時から十分な連携を取り合う必要がある。

○感染症対策の推進

- ・被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

【参考評価指標】

市内災害拠点病院の耐震性：（山口労災病院） 100%
社会福祉施設の耐震化率：93%（H30 年度）
DMA T チーム：2 病院 5 チーム
避難行動要支援者名簿：H27 年度作成（毎年更新）
災害ボランティアセンター設置マニュアル：H29 年度作成（R2 年度一部改訂）
福祉避難所：10 箇所（R2 年度）
予防接種法に基づく予防接種MR（麻しん・風疹混合）接種率：92.3%（H26 年度）

4）産業・エネルギー

○企業BCP策定の支援

- ・策定していない中小企業について策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

○電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- ・電気設備の自然災害に対する耐性評価、基準の整備等が、国において今後進められる。これらを踏まえ電気事業者は、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図

る必要がある。

（発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進）

- ・発電所の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- ・エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○工業用水道施設の耐震化等

- ・管路を始めとする施設の健全性を確保するため、老朽化対策・耐震化を進める必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- ・大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、石油コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- ・石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化及び石油コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

【参考評価指標】

公共施設の再生可能エネルギー発電出力：100.4kw（H30年度）
工業用水道管路のうち非耐震管更新整備延長：48.8%（H30年度）
石油コンビナート等総合防災訓練：5年ごとに実施
石油タンクの耐震基準への適合率：新基準に適合済

5）情報・通信

○業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画（ICT-BCP）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに業務継続計画（ICT-BCP）を定期的に見直す必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

○災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅

速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○的確な情報の発信

- ・災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。
- ・情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の素早い情報収集・整理と、効率的な利活用をより一層充実させることが課題である。そのためには災害対応に必要な情報を一元化して関係機関で共有する仕組みづくりを図る必要がある。

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。
- ・災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、通信事業者において中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。
- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

市防災メール登録数：3,550 件（R2 年度）
防災ラジオ普及数：1,667 台（R2 年度）
J アラート同放装置：4 箇所
特設公衆電話の設置：12 箇所（H28 年度）

6) 交通・物流

○道路の防災対策の推進

（道路の防災対策）

- ・古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は2橋であるが、跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な影響を与えるおそれがある橋梁については、耐震補強を推進していく必要がある。
- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。
- ・電柱は大規模地震により倒壊する等の被害を受けやすい。このため、特に緊急輸送道路、重要物流道路である国道 190 号の市街地区間については、電線地中化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- ・道路施設（特に舗装）の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。舗装に関する長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である（国道 190 号 4 車線化の早期整備を含む。）。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路の啓開作業に速やかに対応できるようにする必要がある。
- ・災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できないおそれがあることから、施設管理者である県や関係機関と連携を図り、老朽化対策を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾 B C P）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

（漁港施設の整備）

- ・老朽化する漁港施設について、漁業の作業効率・安全性の向上のため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、早急に対応が必要な施設から保全工事に着手する必要がある。

○救援物資の輸送等

- ・災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路の確保と、これを中心とした災害道路ネットワークの構築が必要である。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路等の啓開作業に速やかに対応する必要がある。

【参考評価指標】

橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数：2 橋（R2 年度）
橋梁長寿命化計画に基づく点検：21 橋（R1 年度）
宇部港・小野田港 B C P：H28 年度策定

7) 農林水産

○農地防災の推進

- ・ため池については、築造後、相当な年数が経過しており、近年激甚化する豪雨時などに決壊し、

下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。

- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

○農業生産基盤の整備

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は作業効率や生産性が低い状況にあり、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行うなど、農業生産力を強化する必要がある。
- ・条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などのため、集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図る必要がある。
- ・農業生産法人や土地改良区、その他との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

○農業生産体制の強化

- ・市、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- ・需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

【参考評価指標】

危険ため池指定：3 箇所（H30 年度整備着手）
防災重点ため池指定は：94 箇所
ため池ハザードマップ：32 箇所作成（R1 年度）
排水機場の改修 6 箇所：長寿命化計画策定(H29 年度)
中山間地域等直接支払事業：5 地区と協定締結
多面的機能支払取組面積：（年間）607ha

8）国土保全・土地利用

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

○洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- ・豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川について、浚渫等を行いながら、維持していく必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や洪水ハザードマップの作成を実施する必要がある。
- ・河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- ・大規模地震により堤防が倒壊・沈下すれば、高潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがある。県管理の2級河川の整備については、県や関係機関と連携して取り組むが、市が管理する準用河川等の堤防については早急な整備が困難であるため、災害時には排水機場に接続する河川について、優先的に河川閉塞等の障害を除去する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- ・排水機場等の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。また、県が所有する施設については、連携して老朽化対策を推進していく必要がある。

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

(荒廃森林の整備)

- ・荒廃した人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等の荒廃森林の整備を着実に進めることにより、森林の有する公益的機能の回復を推進し、山地災害や鳥獣被害を防止していく必要がある。

○土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- ・急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む必要がある。
- ・急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるように対策に取り組む必要がある。県が所有する施設については、連携して老朽化対策に取り組む必要がある。

(住民参加型土砂災害ハザードマップの整備)

- ・土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。

○迅速な復旧・復興に向けた取組

（地籍調査の促進）

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できているだけでなく、また設置に当たってのライフライン等との接続も調査が必要であり、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

【参考評価指標】

高潮ハザードマップ：H20 年度作成（埴生地区、小野田地区、西沖地区、厚狭川地区）
津波ハザードマップ：H27 年度作成（小野田地区、厚狭川有帆川地区、埴生地区）
水位計設置箇所：2（厚狭川、有帆川）
洪水ハザードマップ：H18 年度有帆川、H21 年度厚狭川を作成（H25 年度軽微な見直し）
ポンプ場等の長寿命化計画：R1 年度策定
保安林指定面積：309ha（H30 年度）
荒廃森林の整備面積：3.1ha（H30 年度）
繁茂竹林整備：5.5ha（H30 年度）
土砂災害ハザードマップ：H24 年度作成（6 箇所）（H29 年度に改訂）
地籍調査進捗率：100%（H27 年度）

（横断的分野）

9）リスクコミュニケーション

○地域防災力の充実強化

（防災意識の醸成）

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- ・防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- ・地域における防災活動を促進するため、各地域で図上訓練、実働訓練等の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。
- ・県内の地域を指定し、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって防災について学ぶとともに、避難所生活を想定した宿泊体験等を含む総合的な体験学習を実施して、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力の育成（自助）はもとより、自分の安全を確保した上で周囲の人や社会の安全に貢献できる力の育成

(共助・公助)をより一層図る必要がある。

(防災の担い手づくり)

- ・災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

(中山間地域づくりの推進)

- ・中山間地域における人口減少や少子高齢化が特に進む中、地域の連帯感や帰属意識が薄れ、地域の防災力・活動力が低下している。今後、災害発生時にも、生活機能を地域で支え合うための集落間のネットワーク化の促進や活動等を支援する必要がある。

【参考評価指標】

自主防災組織率：92.5% (R2 年度)
防災士数：140 人 (R2 年度)

10) 人材育成

○人材の育成・確保

- ・災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

○災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

【参考評価指標】

災害医療コーディネーター数：宇部小野田医療圏で6人 (R2 年度)

11) 官民連携

○応援協定の締結・拡充

- ・災害時に生活必需品等の物資の提供を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

○被災地支援活動に対する支援体制整備

- ・被災者ニーズに的確に対応したボランティアの派遣を行うためには、災害ボランティアセンターにおいて、道路事情など地域の実情に精通した地元住民の協力を得る必要がある。

【参考評価指標】

災害時応援協定の締結数：48 協定 (R2 年度)

12) 老朽化対策

○公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- ・ 1960 年代の経済成長期やその後の人口増加を背景とし、市民生活の利便性を向上させるために整備した小・中学校、公営住宅、公民館等の公共建築物や、道路、橋梁といったインフラ施設の老朽化が顕在化しているため、計画的に維持管理していく必要がある。
- ・ 公共施設等の機能を継続的に維持していくためには、個別の施設単位で今後における在り方を検討する必要がある。市の施策との整合性や受益者の範囲、維持管理費用の平準化などを鑑みの中で、施設ごとのマネジメントを検討し、現実的な管理計画に基づく対応が必要である。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- ・ 公共土木施設の維持管理については、「事後保全型」から「予防保全型」へ転換していく必要がある。重要な施設については長寿命化計画策定を行い、対策を効率的に推進する必要がある。
- ・ 予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断する必要がある。
- ・ 長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であり、積極的な研修参加を通じて専門技術力を有する職員を継続的に養成することが重要である。また、災害時における災害復旧事業などを執行できる技術力確保が必要なため、技術職員の年代ごとのバランスを保ち、安定的な技術力を発揮できるようにする必要がある。

【参考評価指標】

公共施設等総合管理計画：H28 年度策定

用語解説

本計画に記載されている用語などで、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

あ

●ICT

「Information & Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。

●雨水渠

公共下水道の計画区域内で、雨水による浸水被害の解消を図るため認可を受けた排水路で、雨水ますなどからの雨水を集めて河川などに放流するコンクリート製の暗渠や管渠のこと。

●インフラ

基盤、下部構造などの意味を持つ英単語。一般の外来語としては、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い（社会インフラ）。

●Lアラート（災害情報共有システム）

自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。

か

●海岸保全施設

高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。

●河川

河川は、治水の難度や整備の重要度から判断され分類される。

「一級河川」：一級水系内に含まれる河川。国土交通省が管理し、河川法が適用される。

「二級河川」：二級水系内に含まれる河川。都道府県が管理し、河川法が適用される。

「準用河川」：一級河川や二級河川に指定された水系以外で、市町村が管理する河川。河川法が準用されている。

「普通河川」：一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもなく、河川法の適用・準用を受けていない河川（法定外河川）。

●救命救急センター

初期救急（比較的軽症な救急患者への医療提供）、二次救急（入院治療を必要とする救急患者への医療提供）で対応できない重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を 24 時間体制で受け入れて医療を行う三次救急の医療機関のこと。

●救命救急士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行うことを業とする者で、救急救命士が活動する為の構造になっている救急車を高規格救急車という。

●急傾斜地

傾斜度が 30 度以上である土地のこと。急傾斜地崩壊防止施設とは、急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

●緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

●警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える 5 段階のレベルのこと。

●下水道ストックマネジメント計画

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

●KPI（重要業績評価指標）

「Key Performance Indicators」の略。目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと。

●個別施設計画

施設ごとの長寿命化計画のこと。

●コミュニティスクール

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられている。

さ

●災害医療コーディネーター

災害発生時において、県が行う災害対策に参画し、医療救護活動等に関する助言・調整を行う災害救急医療に精通した医療従事者のこと。

●災害拠点病院

災害時の医療を担う中核施設として、24 時間体制による傷病者の受け入れや医療チームを編成し医療救護活動を行う医療機関のこと。

●災害派遣医療チーム（DMAT）

災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。（Disaster Medical Assistance Team）

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。被災地でのニーズの把握、ボランティアの受入、人数調整・資機材の貸出、活動の実施等が主な役割となる。

●災害廃棄物

災害発生時には家屋等の被害によるコンクリートがらや木くず、廃家電などの廃棄物が大量に発生しており、このような非常災害により生じた廃棄物を災害廃棄物と定義している。特徴として、平時の一般廃棄物や産業廃棄物と異なり、突発的、一時的に大量に発生すること、性状において処理方法が多様となることなどがある。

●再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

●サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。供給連鎖ともいわれる。

●自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。災害対策基本法においては「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

●Jアラート

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと。

●地すべり防止区域

現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。

●指定緊急避難場所

住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。

●指定避難所

被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。

●重要港湾

国際戦略港湾（全国5港）及び国際拠点港湾（全国18港）以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾のこと。全国に102 港あり、山口県では岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港が該当。

●集落営農法人

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する法人のこと。

●循環型社会形成推進地域計画

廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に基づき、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として市町村が作成する計画。

●冗長化

システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。

●浚渫

港湾・河川・運河などの底面をさらって土砂などを取り去る土木工事のこと。

●信号機電源付加装置

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する装置のこと。

●図上訓練

参加者が自ら災害時に想定される危険等を地図上に書き込んでいく訓練のこと。大災害をイメージしながら、住まいや周辺地域に潜むリスクを可視化し、避難経路や避難場所などの確認、災害対応や事前対策の検討を行う。頭の中で行う防災訓練であり、参加者のレベルに応じて問題の検討から実際の防災訓練まで幅広く応用することが可能。ワークショップ形式で手軽に実施でき、最近では自治体などの訓練でも広く利用されている。

た

●大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000 m²以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のもののこと。

●耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断するもので、地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われる。

●多面的機能

農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

●多面的機能支払（制度）

地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

●地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域道路ネットワークの軸を形成する、連携・交流・連結のいずれかの機能を持つ高規格な道路のこと。

●地区防災計画

一定の地区内の住民や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

●地籍調査

国土調査の一環として行う土地の調査のことで、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認・測量、面積の測定を行い、現況にあった正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成する。

●中山間地域

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●中山間地域等直接支払（制度）

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。

●長寿命化

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●頭首工

農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称。

●道路冠水

洪水や河川の氾濫などにより、農地や道路などの土地が広範囲に水に浸かる・覆われる状況を指す。「浸水」は家屋など建物の場合に使われる。

●特設公衆電話

災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備・開発・保全する必要のある区域のこと。

●都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法において、都道府県または指定都市が都市計画区域について定める、都市計画の目標や区域区分の決定の有無等についての方針。

●土砂災害防止施設

土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

●土地改良区

一定の地域内の農業用排水施設、農業用道路等の新設、管理、区画整理、農用地の造成埋立て、干拓、農用地等の災害復旧等の土地改良事業を行うことを目的とした組織で、土地改良法の規定により、都道府県知事の認可を受けて設立される法人のこと。

な

●内水

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

●南海トラフ地震

南海トラフ（静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約 700km にわたって続く深い溝状の地形）沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで 100 ～ 150 年周期で発生し、今後 30 年以内の発生確率は 70%～80%とされている。

●農業用施設

農業用施設とは、農業振興地域の整備に関する法律によって定められている。代表的なものとして、農畜産物を生産、集荷、調製、貯蔵または出荷するための施設、農業生産資材を貯蔵または保管するための施設、自己の生産する農畜産物等を原料または材料に使用して製造または加工するための施設及び、それらのものを販売するための施設や廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材を処理するための施設がある。

●農業生産法人

1962 年に農地法と農業協同組合法の一部が改正され認可された法人で、共同化によって生産性の高い農業経営を目指し、実現しようとするもの。形態として農事組合法人、持分会社などがある。なお、H28 から「農地所有適格法人」に呼称が変更されている。

は

●排水機場

高潮時などに、河川や水路への逆流を防止するための水門と、大雨によって増水した河川や水路の水を海などへ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。

●BCP

事業（業務）継続計画（Business Continuity Plan）の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●PDCAサイクル

「Plan＝計画・Do＝実行・Check＝評価・Action＝改善」の 4 つの英単語の頭文字で、P→D→C→A→P……といった具合に、4 つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●福祉避難所

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林（全部で 17 種類）のこと。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。

●防災行政無線

県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

●防災ラジオ

本市においては、災害情報について、コミュニティ FM 局及び市役所本庁舎に設置している起動装置からの電波を受信し自動起動し、迅速に情報伝達ができる仕組みとしている。なお、令和 3 年度からは J アラートとも連動させ、機能を強化している。

●防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。「自助・共助・協働を原則とし公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」と定義されている。

や

●要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

●予防保全型の維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。

ら

●ライフライン

市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステム（インフラストラクチャー）の総称。

●リスクコミュニケーション

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

●老朽危険空家等

市内に所在し、年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で、その不良度、周囲に対する危険度が「山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」で定める基準を満たしているものをいう。